

白鷗大学法科大学院に対する認証評価結果

I 認証評価結果

評価の結果、貴大学法科大学院は、学生の履修が過度に偏らないための科目配置への配慮（評価の視点2-3）、法学既修者の課程修了の要件の適切な設定（評価の視点4-9）に重大な問題を有すると判断した結果、本協会の法科大学院基準に適合していないと判定する。

II 総評

貴大学法科大学院（以下、貴法科大学院）は、「プラス ウルトラ」（PLUS ULTRA、さらに向こうへ）という建学精神に基づき、北関東における唯一の法科大学院として、地域社会と地域企業の求める法曹を育成することをその理念・目的としている。この理念・目的は、具体的には、①高度の専門的知識を涵養する、②高い倫理観・正義感と豊かな人間性・感受性を身につけさせる、③地域社会・地域企業に貢献する法曹の育成を目指す、という3つの事柄をその内容とするとされているが、これらの理念・目的は法科大学院制度の目的に適合しているものと認められる（評価の視点1-2）。

また、これらの理念・目的ならびに教育目標は、教職員には「白鷗大学法科大学院パンフレット」の配布やホームページなどにより、学生には新入生ガイダンス、入学前研修などで周知している（評価の視点1-3）。加えて、パンフレットやホームページなどを通じて、社会一般に広く明らかにしている（評価の視点1-4）。教育目標についても、教授会やFD委員会の審議などをおして検証を行っている（評価の視点1-5）。

そして、貴法科大学院では、地域社会と地域企業の求める法曹を育成するという理念・目的ならびに教育目標の実現に向けてのきわめて熱心な取組みがなされているといえる。また、貴法科大学院では、1学年の入学定員30名という利点を生かし、ほとんどの講義が15名～30名以下という少人数で行われている。FD活動（Faculty Development：授業の内容および方法の改善をはかるための組織的な研修および研究活動）も活発で、教員の自己評価書・授業改善報告書・成績評価基準報告書・授業アンケート・クラス担任制度・学生個人別記録ファイルなどの教育効果をあげるための多くの方策が講じられている。また、多くの試験答案には丁寧な添削がなされており、このような教員の献身的な指導に対する学生の信頼も厚い。さらに、施設・設備も良く整備されており、学生が自主的に学習できるスペースも十分に確保されている。

しかしながら、貴法科大学院には次のような重大な問題点を指摘しなければならない。

貴法科大学院には法学既修者の課程修了要件について、法令で認められた 30 単位を越える 34 単位を既修済として認定のうえ、免除しているという違反行為がある。この法令違反については、実地視察の第 1 日目終了後に行われた教授会において、学生が不利益を被らないように救済措置を取ることが決定されたが、単位制度により修了要件を設定している法科大学院教育の根幹に関する問題であること、3 年次の 10 月に至り追加履修の必要性を通告された学生の不利益などを考慮すると、同違反はきわめて重大なものである。

その他にも、学生の履修が過度に偏らないための科目配置への配慮については、2007（平成 19）年度から、法学未修者・法学既修者ともに、修了要件単位数に占める法律基本科目の割合を減少させ、逆に展開・先端科目等の履修幅を拡大することによって履修上の負担を軽減する措置を講じているが、依然、法律基本科目の偏重は否定できない。また、今年度開講されている現況からすると、2007（平成 19）年度のカリキュラム改正によって新設された法律特論科目群の一部が内容の上では、法律基本科目に相当するものと判断される。これに鑑みれば、「いずれかに過度に偏ることのないような配慮」がなされているとは言いがたい。既に改革に着手しているとのことだが、カリキュラムの改正に際しては、学生の履修が法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のいずれかに過度に偏ることのないように配慮することが求められる。

これらにより貴法科大学院は本協会の法科大学院基準に適合しないと判定せざるをえない。

III 法科大学院基準の各項目における概評および提言

1 教育内容・方法等

(1) 法科大学院基準の各評価の視点に関する概評

2-1 法令が定める科目の開設状況とその内容の適切性

2007（平成 19）年度にカリキュラムの一部改正があり、現在、法律基本科目群は公法系 8 科目、民事法系 18 科目そして刑事法系 9 科目、法律実務基礎科目群では 10 科目、基礎法学・隣接科目群では 14 科目および展開・先端科目群では 21 科目がそれぞれ開設されている。各科目群において科目の増加が見られるばかりでなく、公法・私法・刑事法の各分野を含む法律特論科目群（3 科目）という独自の科目群が、上述の他に新設された。法科大学院制度の目的に即して構成し、授業科目がバランスよく開設されているが、法律特論科目群の一部の科目についてはその授業内容が法律基本科目の内容に相当すると認められるため、科目の位置づけについては、検討が必要であろう（点検・評価報告書 4～6 頁、「白鷗大学法科大学院パンフレット（2008）」8 頁、「白鷗大学大学院法務研究科（法科大学院）学則」別表 1-A、1-B、「履修要綱」）。

2-2 法科大学院固有の教育目標を達成するための適切な授業科目の開設

高度の知識を涵養し、高い倫理観・正義感と豊かな人間性・感受性を身につけさせることを教育目標として掲げ、1年次から法律基本科目7科目をすべて開設し、かつ「法曹倫理」をはじめとする豊富な法律実務基礎科目を開設し、さらにそれらを基礎・演習・総合演習と段階的に修得できるよう科目履修の上で配慮している。また、地域社会、地域企業に貢献する法曹育成の観点から、「外国法」「企業法務」および「企業環境法」に加え、2007（平成19）年度から「地方自治法」を開設している。これらは固有の教育目標を達成するために適切な授業科目の開設といえる。

しかし、固有の教育目標を達成のためのこれらの科目履修者が0名ないし少ないのが実情で、今後、履修を勧めるための工夫が必要である（点検・評価報告書6頁、「白鷗大学法科大学院パンフレット（2008）」8頁、「白鷗大学大学院法務研究科（法科大学院）学則」別表1-A、1-B、「履修要綱」29頁以下、実地視察の際の質問事項への回答No.1、「履修者数一覧」）。

2-3 学生の履修が過度に偏らないための科目配置への配慮

2007（平成19）年度から、法学未修者（93単位から99単位へ）、法学既修者（63単位から65単位へ）ともに修了要件単位数は増えたが、法律基本科目の全科目に対する単位数の占有率は、法学未修者2006（平成18）年度73.1%から2007（平成19）年度70.7%に、法学既修者2006（平成18）年度60.3%から2007（平成19）年度55.3%に減少し、また、選択科目の履修幅を法学未修者2006（平成18）年度19.3%から2007（平成19）年度22.2%に、法学既修者2006（平成18）年度28.5%から2007（平成19）年度33.8%に拡大し、履修上の負担を軽減する措置を講じた。

しかし、2007（平成19）年改正後のカリキュラムによると法律基本科目（70単位）と法律実務基礎科目（必修7単位、選択必修4単位、計11単位）を修得すると81単位となり、残りはそれぞれの科目群から最低限の単位を修得すれば修了要件単位（99単位）を満たすことになり、法律基本科目の単位は修了要件単位数との関係で依然として70%を占め、以前（73%）よりは改善されたとするが、法学未修者に関しては明らかに偏りがあると判断する。また、評価の視点2-1に指摘したとおり、新設の法律特論科目群の科目内容によりこの傾向は一層際立つ可能性がある。実地視察の際の面談調査において、法律特論科目群の科目内容は法律基本科目に関係しており、必修ではないが法学既修者全員（7名）が履修していることを確認した。したがって、法学既修者においても実質的に法律基本科目への偏りがみられることとなると同時に法学未修者は次の年に履修することになるので、さらなる偏りが生ずることとなる（点検・評価報告書6、7頁、「白鷗大学大学院法務研究科（法科大学院）学則」第28条、別表1-A、1-B、「履修要綱」149～152頁、実地視察の際の質問事項への回答No.1、「履修者数一覧」）。

実地視察の際の質問事項への回答および実地視察の際の面談調査において、2009（平

成 21) 年度から施行予定のカリキュラムが提示された。必修の法律基本科目の単位数が 56 単位となり、修了単位数 99 単位に占める割合は減じ、過度の偏りは修正されたといえる。しかし、詳細にみると選択必修科目とその単位数の限定から、実質的に法律基本科目の履修単位数が修了単位数に占める割合は高くなることは否定できないので、新カリキュラム適用にあたり、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目および展開・先端科目のいずれかに過度に偏ることのないよう整備する必要がある。

2-4 カリキュラム編成における授業科目の適切な分類と系統的・段階的な配置

法律基本科目については修了に要する 70 単位が必修科目、法律実務基礎科目については 11 単位中必修科目 7 単位、選択必修科目 4 単位である。また、基礎法学・隣接科目および展開・先端科目については修了に要する 4 単位および 8 単位必修科目の合計 12 単位すべてが選択必修となっており、各科目群の性格に合わせて適切に必修および選択必修科目が設置されている。ただし、前示単位の合計が 93 単位となり、残る選択は 6 単位ということとなり、カリキュラム全体から見ても、学生の科目選択の幅が狭すぎないかの疑問もある。

なお、法律基本科目については 1 年次に基礎的な知識の修得、2 年次に応用力の養成、3 年次に総合的な演習履修と、段階的・系統的な履修が行えるよう工夫されている（点検・評価報告書 7 頁、「白鷗大学大学院法務研究科（法科大学院）学則」第 28 条、別表 1-A、1-B、「履修要綱」9 頁、「白鷗大学法科大学院パンフレット（2008）」）。

2-5 法理論教育と法実務教育の架橋を図るための工夫

法理論教育と法実務教育の架橋を図るため、1 年次に法律基本科目の基礎的法理論教育、2 年次の演習において法理論と法実務の双方の視点からの討議、3 年次の総合演習において具体的な法律問題を分析・考察し、実務的な解決方策の議論を行う。また、2007（平成 19）年度より、法律特論科目群を増設し、研究者と実務家の共同作業により、理論と実務の両面から解説を加え、広い視野からより深い理解ができるよう工夫している（点検・評価報告書 7～9 頁、「白鷗大学大学院法務研究科（法科大学院）学則」第 28 条、別表 1-A、1-B、「履修要綱」31 頁、「白鷗大学法科大学院パンフレット（2008）」）。

2-6 法曹倫理に関する科目、民事訴訟実務、刑事訴訟実務に関する科目の必修科目としての開設

法曹倫理、民事訴訟実務、刑事訴訟実務に関する科目は、法律実務基礎科目群に、必修科目として、「法曹倫理」（3 年次後期、2 単位）、「訴訟実務の基礎（民事）」（3 年次前期、2 単位）、「訴訟実務の基礎（刑事）」（3 年次前期、2 単位）を開設するほ

か、「模擬裁判（民事）」「模擬裁判（刑事）」「エクスターンシップ（民事）」「エクスターンシップ（刑事）」などの各種選択必修科目を開設しており、適切である（点検・評価報告書8頁、「白鷗大学大学院法務研究科（法科大学院）学則」第28条、別表1-A、1-B、「履修要綱」31頁）。

2-7 法情報調査および法文書作成を扱う科目の開設

「法情報調査」（1年次前期集中、1単位）は必修科目として、「法文書作成」（3年次後期、2単位）は選択必修科目としてそれぞれ開設している。「訴訟実務の基礎（民事）」「訴訟実務の基礎（刑事）」「模擬裁判（民事）」「模擬裁判（刑事）」および「紛争解決技法」などでも起案・法文書の作成などが行われていると判断されるので、科目間の重複の回避や調整が必要であろう。また、法学既修者の履修についても配慮する必要がある（点検・評価報告書8頁、「白鷗大学大学院法務研究科（法科大学院）学則」第28条、別表1-A、1-B、「履修要綱」1、83～89頁）。

2-8 法曹としての実務的な技能、責任感を修得・涵養するための実習科目の開設

「法曹倫理」「訴訟実務の基礎（民事）」「訴訟実務の基礎（刑事）」「法情報調査」「エクスターンシップ（民事）」「エクスターンシップ（刑事）」「紛争解決技法」「法文書作成」「模擬裁判（民事）」「模擬裁判（刑事）」などを開設している。そのうち、4科目を必修とすると同時に2科目を選択必修とし、合計6科目、11単位の履修が義務づけられており、適切といえる。

また、リーガル・クリニックは開設されていないが、エクスターンシップは民事・刑事の2つが開設され、そこに「リーガル・クリニック」の一部が含まれているようである。また「エクスターンシップ（民事）」は履修要綱の案内や学生からの聴取内容より、リーガル・クリニックの内容と判断されるので、各科目の教育内容の整理が望まれる。なお、実地視察の際の質問事項への回答において提示された2009（平成21）年度カリキュラム（案）では、「エクスターンシップ（民事）」を「リーガルクリニック」に科目名変更することが確認された（点検・評価報告書8、9頁、「白鷗大学大学院法務研究科（法科大学院）学則」第28条、別表1-A、1-B、「履修要綱」31、80～89頁、「白鷗大学法科大学院パンフレット（2008）」、実施視察の際の質問事項への回答・添付資料2）。

2-9 臨床実務教育の内容の適切性とその指導における明確な責任体制

臨床実務教育は、法律実務基礎科目群において「模擬裁判」や「エクスターンシップ」など幅広く開設されており、裁判官、検察官、弁護士の現役または経験者などのいわゆる実務家教員が臨床実務教育に携わり、科目担当教員（専任教員）が指導における最終的な責任を担っている（点検・評価報告書9頁、「履修要綱」）。

2-10 リーガル・クリニックやエクスターンシップの実施に関する守秘義務への対応と適切な指導

「白鷗大学大学院法務研究科（法科大学院）学則」第8条に守秘義務を規定し、講義や演習においても法曹人としての守秘の重要性を説くと同時に、エクスターンシップにおいては、受け入れ先に対し、学生および学校法人白鷗大学から、守秘義務および損害賠償に関する内容を含む誓約書を提出している。賠償責任保険へは大学が出資加入して適切である（点検・評価報告書9頁、「白鷗大学大学院法務研究科（法科大学院）学則」第8条、「誓約書」、実地視察の際の質問事項への回答No.3）。

2-11 課程修了の要件の適切性と履修上の負担への配慮

課程修了要件は、①法学未修者については3年以上在学し、必修科目77単位、選択必修科目16単位、選択科目6単位以上、合計99単位以上、法学既修者（63単位から65単位へ）については2年以上在学し、必修科目43単位、選択必修科目16単位、選択科目6単位以上、合計65単位以上の単位を修得することのほかに、②最終年次に修得した必修科目についてGPAが2.0以上として、法令上の基準に従い、適切に設定されている（点検・評価報告書6、7、10、11頁、「白鷗大学大学院法務研究科（法科大学院）学則」第28条、別表1-A、1-B、「履修要綱」9頁）。

2-12 履修科目登録の適切な上限設定

各年次に履修できる単位数の上限をそれぞれ36単位として、法令に従い、適切に設定されている（点検・評価報告書11頁、「履修規程」第10条、「履修要綱」8頁）。

2-13 他の大学院において修得した単位等の認定方法の適切性

学生が希望し、教授会が教育上有益と認めたときは、30単位を超えない範囲かつ選択科目に限り、法科大学院の修得単位として認定することにしており（点検・評価報告書11、12頁、「白鷗大学大学院法務研究科（法科大学院）学則」第26条）、法令上の基準に従っている。また、法科大学院の教育水準および教育課程としての一体性を損なわないよう留意されている。なお、現在までこの制度を利用した学生がいないが、2008（平成20）年10月9日の教授会において、「他の大学院における履修単位及び入学前の既修得単位の認定手続に関する申し合わせ」が決定されている（「他の大学院における履修単位及び入学前の既修得単位の認定手続に関する申し合わせ」）。

2-14 入学前に大学院で修得した単位の認定方法

教授会が教育上有益と認めたときは、30単位を超えない範囲かつ選択科目に限り、法科大学院の修得単位として認定し（点検・評価報告書12頁、「白鷗大学大学院法務研究科（法科大学院）学則」第27条、「履修規程」第14条）、法令上の基準に従っている。また、法科大学院の教育水準および教育課程としての一体性を損なわないよう留意され

ている。なお、現在までこの制度を利用した学生がいないが、2008（平成20）年10月9日の教授会において、「他の大学院における履修単位及び入学前の既修得単位の認定手続に関する申し合わせ」が決定されている（「他の大学院における履修単位及び入学前の既修得単位の認定手続に関する申し合わせ」）。

2-15 在学期間の短縮の適切性

学生は、選択科目のほかに、必修科目を未修者77単位、法学既修者43単位履修しなければならず、各年次に履修できる単位数の上限をそれぞれ36単位としている関係から在学期間の短縮はできないため、在学期間の短縮に関する規程は設けられていない（点検・評価報告書12頁）。

2-16 法学未修者、既修者それぞれに応じた履修指導の体制の整備とその効果的な実施

1・2年次をそれぞれ2クラスに分け、3年次は1クラスとする。履修ガイダンスのほか、専任教員を各クラスに担任教員として配置し、学生の教学面で細かな指導を行っている（点検・評価報告書12、13頁、「履修要綱」8、10、12頁）。履修登録については、担任教員が、学生の提出した科目履修確認書を検討し、問題がある場合には、当該学生と協議しながら、学生の自主性を尊重しつつ、客観的に学生の現在の学力や適性に見合った履修ができるように指導している（点検・評価報告書13頁、「科目履修確認書」）。

しかし、法学既修者は法学未修者のクラスに編入されて同じ担任教員が担当するので、本評価の視点は各教員の主観に留まっており、客観的な制度として確立しているかには疑問があったが、実地視察の際の質問事項への回答および実地視察の面談調査において、現制度のもとで実質的に問題はないことが確認された（実地視察の際の質問事項への回答No.5）。

また、法学初心者に対する学習支援、疑問・不安解消を目的として、1月下旬から3月下旬にかけて土日の1日6時間程度の講義形式で「入学前研修」を行っている（「平成19年度生白鷗大学法科大学院「入学前研修」スケジュール」）。研修は憲法（2日）・民法（5日）・刑法（3日）につき相当な時間数を要しており、これは入学後カリキュラムの前倒しであるとともに、教員の負担過重になっている、と判断する。実地視察の際の質問事項への回答および実地視察の際の面談調査において、10名から15名の学生の参加と短答式問題を解きながら基本的な解説を加える形式で行っていることが判明したが、入学前研修について内容や方法について検討が望まれる。

2-17 教員による学習相談体制の整備と効果的な学習支援

クラス担任教員は、教学面での指導を行い、学生の個別相談に応じている（点検・評価報告書13頁、「履修要綱」8、10、12頁、「科目履修確認書」）。

オフィス・アワーを設けず、学生が随時、科目担当教員の研究室を訪問できることとしているほか、「TKC法科大学院教育研究支援システム」（以下、TKC）の利用などにより、科目担当教員と学生が相談を行う体制を整備しており、学生も活発に利用して学習に役立てている。ただし、「普段、学内に刑法教員が常駐していないのはつらい」（前期期末アンケート）という意見があった。実地視察の際の質問事項への回答および実地視察の際の面談調査で確認した結果、研究室訪問などの統計は取っていないものの、現在はオフィス・アワーを設けて、学習相談などを実施しているところであるとの説明を受けた（実地視察の際の質問事項への回答 No. 6）。

2-18 アカデミック・アドバイザーやティーチング・アシスタント等による相談体制の整備と学習支援の適切な実施

アカデミック・アドバイザー（AA）やティーチング・アシスタント（TA）などによる相談体制は整備せず、TKCの利用および上記のクラス担任制において学習に関する相談や支援が実施されている（点検・評価報告書13頁）。また、教員に対する授業後の質問や学習相談などに配慮した時間割編成を行い、科目担当教員に対する質問などは随時可能とされている。

実地視察の際の質問事項への回答および実地視察の際の面談調査において、修了生で司法試験合格者のAAが2008（平成20）年10月より具体的に指導を開始していることおよびTKCの利用が教員の80%に達していることを確認した。ただし、AAの指導内容は開始したばかりのため、不明である（実地視察の際の質問事項への回答 No. 6、No. 7）。

2-19 授業計画の明示

全ての科目について科目担当教員がシラバスを作成し、教務委員長が精査した上で、履修要綱に掲載し、授業計画を明示している（点検・評価報告書14頁、「履修要綱」29頁以下）。その上で、TKCを用いて、年間計画と詳細なレジュメの開示、具体的な予習・復習の指示を行うこととしており、この点については、実地視察の際の質問事項への回答および実地視察の際の面談調査において、教員の8割がTKCを利用していることが確認できた（実地視察の際の質問事項への回答 No. 8）。ただし、全教員の年間計画等の提示が望まれる。

また、教員が授業時間ごとに「科目別講義実施記録」を作成し、随時、全教員がこれを閲覧できる体制を採り、内容に関し、科目間相互に重複や不十分な箇所がないように、各教員間で調整を行い、変更・調整をした場合には、TKCの「お知らせ」に掲示している（点検・評価報告書14頁、「科目別講義実施記録」）。

なお、「民事訴訟法の基礎Ⅰ」「民事訴訟法の基礎Ⅱ」で授業計画と実際の教育との乖離が見られたようだが、その後周知の方法を中心にFD委員会で検討し、改善を図ったとのことである（後期末アンケート、実地視察の際の質問事項への回答 No. 8）。

2-20 シラバスに従った適切な授業の実施

学生に事前配布される履修要綱には、シラバスの内容として「授業スタイル」「授業内容」「使用教材」「成績評価の方法と基準」「履修のポイント」を掲載し、併せて、シラバスに基づきTKCに詳細な授業内容を公表しているため、シラバスに従った適切な授業が実施されている（点検・評価報告書14頁、「履修要綱」29頁以下）。TKCではシラバスよりも詳細な授業内容を公表している。

学生に対するアンケートなどによる具体的な検証が必要であるが、学生へのアンケートにおいてこの種の質問項目はないので、それを認めた上で学生のアンケートを見る限り、多くの科目では授業計画と実際の教育との間に大きな乖離はみられないようである。ただし、評価の視点2-19で述べたように、「2007 後期中間アンケート」において、「民事訴訟法の基礎Ⅰ」では「履修要綱と違う」、また「民法演習Ⅲ」では「仕組みを変更しないで欲しい」とある。「2007 後期末アンケート」では「民事訴訟法Ⅰ・Ⅱで授業内容を途中で変えた」との意見がある。これらの点について、適切な説明・対応が望まれる。

2-21 法曹養成のための実践的な教育方法の適切な実施

公法・民事法・刑事法を中心に、①基本・基礎的段階、②演習・応用的段階、③完成・実践的段階へと順を追って学習するとともに、併行して「法曹倫理」のほか、幅広く、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目について履修することとしている。特に、上記③の段階では、法律特論科目群の科目、総合演習などの科目で完成し、「模擬裁判」「エクスターンシップ（民事）」「エクスターンシップ（刑事）」「紛争解決技法」「法文書作成」などの科目で実践的学習を行っている。その教育内容・方法が十分か否かについては、学生による授業アンケート、投書、教員相互の授業参観などにより、毎月開催されるFD委員会で検証している（点検・評価報告書14、15頁）。

アンケートを見る限り、「民法演習Ⅳ」「民事訴訟法の基礎Ⅰ」および「会社法の基礎Ⅰ」以外では、実践的な教育方法つまり双方向授業やソクラテス・メソッドが適切になされているか否かが読み取れなかった（2007 後期中間アンケート）。実際にそのようななされているのか、またそれでよいのか、例えば、基礎的科目においても双方向的な教育の試みがなされたのか、さらに学生へのアンケートにはこれに関する質問事項は設けられていないが、学生の意見聴取を行ったのかなど、検討の必要がある。

2-22 少人数教育の実施状況

法律基本科目中、「憲法の基礎」など科目に「基礎」の名称がある科目（以下、基礎科目）、演習科目につき、貴法科大学院が設定する適正学生数30名を下回る1クラス15名程度のクラスにおいて、少人数教育を行っている。1学年の定員が30名であることから、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目の履修者も自ずから少数となっている。

最も受講者の多い科目でも集中講義で33名であり（法情報調査）、適正である（点検・評価報告書15頁）。

2-23 各法律基本科目における学生数の適切な設定

上記のように、基礎科目、演習科目につき、1クラス15名程度として2クラスに分け、少人数授業を行い、また、総合演習科目につき、13名程度の少人数授業を行っている（点検・評価報告書15頁）。法令で定める標準より少ない人数を設定しており、適切である。

2-24 個別的指導が必要な授業科目における学生数の適切な設定

個別的指導が必要な「エクスターンシップ（民事）」「エクスターンシップ（刑事）」の履修者は、毎年、少ないようである。2007（平成19）年度は「エクスターンシップ（民事）」11名、「エクスターンシップ（刑事）」5名で、2008（平成20）年度は「エクスターンシップ（民事）」8名、「エクスターンシップ（刑事）」11名であり、きめ細かく指導する体制を採っている（点検・評価報告書15頁）。したがって、履修学生数の限定の必要もないようである。

2-25 成績評価、単位認定および課程修了認定の基準および方法の明示

各科目の成績評価、単位認定の基準および方法は、科目ごとにシラバスに明示している。成績評価、単位認定は、S：90点以上、A：80点以上、B：70点以上、C：60点以上、D：59点以下とし、C以上を合格としている。その際、SおよびDは絶対評価、A・B・Cについては相対評価として、その割合を原則として、30%、40%、30%とするが、各教員には15%を限度にこの割合を上下に変更できる裁量が認められている。しかし、相対評価は学生が同じ講義を受けた各科目のクラス内での位置を正確に示す機能を果たすものである。また、GPAを採用し、S：4.0、A：3.0、B：2.0、C：1.0、D：0と評点している。

課程修了認定については、2007（平成19）年度入学者の法学未修者は99単位以上、法学既修者は65単位以上の修得、法学未修者・法学既修者のいずれも最終年次に修得した必修科目についてGPA2.0以上であることが明記されている（点検・評価報告書15、16頁、「白鷗大学大学院法務研究科（法科大学院）学則」第28条、「履修規程」第13条第2項）。

なお、「成績評価の方法と基準」という履修要綱における記載が教員によってかなりばらつきがある。出席についての言及がないもの、「授業への参加状況」を総合的に勘案する、あるいは一度の試験の評価割合が評価の90%などの記載がみられる。また、絶対評価の前提となる到達目標が、履修要綱に書かれていない科目が多くみられる。

実地視察の際の質問事項への回答および実地視察の際の面談調査において、この秋より「科目別成績評価基準表」を学生に公表していると確認した。

2-26 成績評価、単位認定および課程修了認定の客観的かつ厳格な実施

各教員がシラバスに記載した方法により、定期試験・平常点を考慮した総合的な成績評価を行い、教授会の成績判定会議において成績評価基準や成績分布状況が適正であるかどうかなどを審議し、補正を行えるシステムが整えられており、組織的な成績評価、単位認定および課程修了認定の客観性・厳格性は担保されているという。

しかし、実際の評価については科目間でばらつきがあり、また裁量分を含めて割り当ての限界を超えるものがみられる。

課程修了認定についてGPA制度が導入されているが、その前提となる成績評価、単位認定の客観性・厳格性の確保の方が重要である（点検・評価報告書 16、17 頁、「白鷗大学大学院法務研究科（法科大学院）学則」第 25 条、第 28 条、「履修要綱」18、21 頁、「履修規程」第 2 条、第 5 条、第 13 条第 3 項、「平成 19 年度後期・通年科目／成績調査申請書」「平成 19 年度後期・通年科目／成績再調査申請書」）。

なお、「民法の基礎Ⅲ」において、成績評価の方法が頻繁に変更されているとの意見があり（2007 後期中間アンケート）、適切な対応が望まれる。

2-27 再試験の基準および方法の明示とその客観的かつ厳格な実施

再試験制度はないため、該当しない（点検・評価報告書 17 頁、「履修規程」第 12 条但書）。

2-28 追試験などの措置とその客観的な基準に基づく追試験などの実施

追試験については、学則や履修規程により追試験の対象試験、理由、手続き、評価基準などの要件が定められ、客観的な基準に基づき実施されている（点検・評価報告書 17 頁、「履修要綱」17 頁、「履修規程」第 12 条、「白鷗大学大学院法務研究科（法科大学院）学則」第 32 条）。

2-29 進級を制限する措置

2007（平成 19）年度以降の入学学生について、進級を制限する要件は履修要綱等で明示され、かつ周知され、適切である。法学未修者で 1 年から 2 年への進級条件は 27 単位以上の修得と GPA1.5 以上であり、2 年から 3 年へのそれは 63 単位以上の修得と GPA2.0 以上であり、また法学既修者は 29 単位以上の修得と GPA2.0 以上であり、いずれも適切な基準である。なお、留年者は毎年数名になる（現在計 14 名、法学未修者の留年率 20.9%、法学既修者 0 名）（点検・評価報告書 18 頁、「白鷗大学大学院法務研究科（法科大学院）学則」第 25 条、「履修要綱」21 頁、「履修規程」第 5 条）。

2-30 進級制限の代替措置の適切性

進級制限に関しては上記の措置を採用しているため、該当しない。

2-31 教育効果を測定する仕組みの整備とその有効性

授業アンケートを期中に2度行い、学生から直接教育効果につき意見を聴取している。また、2年次において、前年度法学未修者入学試験で入学した学生と当年度の法学既修者入学試験で入学した学生を同一のクラスに編成し、同一の条件で学習させ、同一条件で成績評価することにより、教育目標に即した1年間の法学教育の効果を成績などにより検証している（点検・評価報告書 18 頁）。この方法で、一年間の教育効果を十分に検証できるかは疑問であったが、実地視察の際の質問事項への回答および実地視察の際の面談調査において、少なくとも今のところ両者に大きな差異はないとことが示された。また、ほかの教育効果やその測定方法も今後探究するとのことであった（実地視察の際の質問事項への回答 No. 9）。

2-32 FD体制の整備とその実施

開設当初から、専任教員によるFD委員会を設置し、定期的に（毎月第3木曜日）、教育内容およびその方法改善を図るための検討を行い、その結果を教授会に報告している（点検・評価報告書 18 頁、「法科大学院FD委員会規程」第2条、「平成19年度・平成18年度法科大学院各種委員会組織表」）。議事録などの資料から定期的に行われ、実際の機能・成果なども明らかであり、適切である。FD委員会の委員長が教務委員会の委員も兼ね機能的といえる。

2-33 FD活動の有効性

FD委員会の活動の成果は、教育カリキュラムなどの改善を促進し、2007（平成19）年度には新カリキュラムとして結実し、また、各教員の自主的な授業改善を促したことは委員会の議事録資料から読み取れる（点検・評価報告書 19 頁、「法科大学院FD委員会規程」第2条）。

2-34 学生による授業評価の組織的な実施

学生による授業評価を、定期的・組織的に無記名方式の授業アンケートという形式で実施している。2006（平成18）年度までは前後期の各期末に（年2回）実施していたが、2007（平成19）年度から各期の中間点を加え、年4回実施されている。期前半の授業に対する評価を期後半の授業に反映させることができるようにしているのは評価できる。また、「投書箱」も設置している（点検・評価報告書 19 頁、「授業に関するアンケート調査票」）。

2-35 学生による授業評価の結果を教育の改善につなげる仕組みの整備

学生による授業評価の結果は専任・兼任教員を含め全教員に、個人結果のみならず全体平均の結果を開示している。それを踏まえ、当該担当教員は自己評価し、「授業改善

報告書」をFD委員会に提出することを義務づけ、FD委員会はこれを検討しその妥当性を検証して、教授会においてその経緯、検証結果を報告するほか、学生にも開示し、教育内容・方法に関する改善策が客観化される仕組みを整備し、適切である。「授業改善報告書」にはⅠとⅡがあったが、現在はこれを統合した「授業改善報告書A」になった（点検・評価報告書19、20頁、「授業改善報告書Ⅰ」「授業改善報告書Ⅱ」（平成19年度後期）「平成19年度法科大学院教授会第9回議事録」）。

(2) 長 所

なし

(3) 問題点（助言）

- 1) 法律特論科目群の一部の科目において、その授業内容の見直しを検討する必要がある（評価の視点2-1）。
- 2) 貴法科大学院の固有の教育目標のための授業科目の開設も、履修の実態をみると必ずしも生かされていない。例えば、2007（平成19）年度は「外国法」の履修は1、2名で、また「企業法務」は数名に過ぎない。「地方自治法」は2008（平成20）年度も履修者0名であり、固有の教育目標実現との関係で検討の余地がある（評価の視点2-2）。
- 3) エクスターンシップについての履修要綱における説明には、リーガル・クリニックに該当する内容がみられる。これらの内容ないしは、表記について改善する必要がある（評価の視点2-8）。
- 4) 入学前研修について、教員の過重負担ばかりでなく、入学後カリキュラムの前倒しであると判断できるので、実施の内容や方法の検討が望まれる（評価の視点2-16）。
- 5) 授業計画の明示について、必ずしも教員全員がTKCを利用して、具体的な予習・復習の指示を行っているわけではないので、この比率の向上に努める必要がある（評価の視点2-19）。
- 6) 全科目における実践的な教育方法（双方向授業やソクラテス・メソッド）の実施状況について検証することが必要である（評価の視点2-21）。
- 7) 成績評価、単位認定および課程修了認定の基準および方法の明示において、履修要綱における「成績評価の方法と基準」や絶対評価の前提となる到達目標の記載が教員によってばらつきが見られるため、改善が必要である（評価の視点2-25）。

(4) 勸 告

- 1) 学生の履修が過度に偏らないための科目配置への配慮について、2007（平成19）

年度から、法学未修者・法学既修者ともに、修了要件単位数に占める法律基本科目の割合を減少させ、逆に展開・先端科目等の履修幅を拡大することによって履修上の負担を軽減する措置を講じているが、依然、法律基本科目の偏重は否定できない。また、今年度開講されている現況からすると、2007（平成19）年度のカリキュラム改正によって新設された法律特論科目群の一部科目の内容も鑑みれば、「いずれかに過度に偏ることのないような配慮」がなされているかとは言いがたく、改善が強く求められる（評価の視点2－3）。

2 教員組織

(1) 法科大学院基準の各評価の視点に関する概評

3-1 専任教員数に関する法令上の基準（最低必要専任教員 12 名、学生 15 人につき専任教員 1 名）

収容定員は 90 名であり、最低必要専任教員は 12 名である。2007（平成 19）年度の専任教員数は 12 名（1 名はみなし専任）であり、法令の基準を満たしている（点検・評価報告書 24 頁、基礎データ表 5）。

3-2 1 専攻に限った専任教員としての取り扱い

1 専攻に限った専任教員としての取り扱いについて、専任教員 12 名のうち 2 名は、貴法科大学院とともに、貴大学法学部および法学研究科においても専任教員として扱われる教員であるが、法令上の上限である 3 分の 1 を超えておらず、適切である（点検・評価報告書 24 頁）。

3-3 法令上必要とされる専任教員数における教授の数（専任教員数の半数以上）

専任教員 12 名は、そのすべてが教授であり、半数以上が教授であることを求める法令の基準を満たしており、適切である（点検・評価報告書 24 頁、基礎データ表 5）。

3-4 教員の専門分野に関する高度な指導能力の具備

2007（平成 19）年度における貴法科大学院のすべての教員は教授であり、貴法科大学院における教授資格の判定基準、すなわち、「1. 大学において通算 5 年以上の准教授の経歴があり、教育及び研究業績が本学の審査基準に適合する者、2. 他大学において教授の経歴を持ち、本学としても、これを継承することがその審査基準からみて相当と認められた者、3. 博士の学位を有し、且つ 4 年以上の教職歴を持つ者、4. 専攻分野において極めて優れた知識・経験を有し、教育、研究、特技等の業績、能力からいっても、教授に相当すると特に学部教授会が認定した者」（「白鷗大学教育職員資格審査基準」）、の各基準を満たすものである。専任教員の 6 名については、設置認可申請の際の資格審査において適格認定を受け、全員が専門職大学院設置基準第 5 条各号のいずれかに該当し、担当する専門分野に関する高度な指導能力を有している。専攻分野について「研究上の業績を有する者」「当該専門分野に関する高度の技術・技能及び実務経験を有する者等」のいずれかに該当し、かつ、高度の教育上の指導能力を備えているものと認められる（点検・評価報告書 25 頁、専任教員の教育・研究業績、「白鷗大学教育職員資格審査基準」「白鷗大学大学院担当教員選考基準」「審査手続規程」）。

3-5 法令上必要とされる専任教員数における実務家教員の数（5 年以上の法曹としての実務経験を有し、かつ高度の実務能力を有する教員を中心におおむね 2 割以上

の割合)

専任教員の約3割にあたる4名（1名はみなし専任教員）が、5年以上の法曹としての実務経験を有する実務家教員であり、適切である（点検・評価報告書25頁）。

3-6 法律基本科目の各科目への専任教員の適切な配置

入学定員が30名である貴法科大学院においては、法律基本科目の各科目に1名の専任教員を置くことが求められるが、2007（平成19）年5月1日時点において、憲法2名、行政法1名、民法2名、商法1名、民事訴訟法1名、刑法0名、刑事訴訟法2名の配置となっていた（ただし、専ら実務的側面を担当する専任教員は含まない）。

このうち、刑法について、2008（平成20）年4月より専任教員が配置され、専任教員が不足していた状況は解消されており、各科目に専任教員が適切に配置されている。また、2008（平成20）年4月より、民法においても専任教員を1名補充している（実地視察の際の質問事項への回答No.25）。

3-7 法律基本科目、基礎法学・隣接科目および展開・先端科目への専任教員の適切な配置

2007（平成19）年度の法律基本科目は、公法系では3名、民事法系では4名、刑事法系では2名の専任教員が適切に配置されていると点検・評価報告書にあるが、授業科目別専任教員数を見ると、2007（平成19）年度の刑法の専任教員数は0名で必要専任教員数1名を満たしていなかったが、2008（平成20）年度に刑法および民法の教員が各1名ずつ補充された。これに加えて、兼任教員および兼任教員が授業を担当している（1名が公法系、同6名が民事系、同1名が刑事系）。基礎法学・隣接科目は、専任教員5名および兼任教員および兼任教員9名、展開・先端科目は、専任教員3名、兼任教員および兼任教員9名が担当しており、専任教員が適切に配置されている（点検・評価報告書26頁、基礎データ表7）。

3-8 主要な法律実務基礎科目の実務家教員の配置

法律実務基礎科目（「法曹倫理」「訴訟実務の基礎（民事）」「訴訟実務の基礎（刑事）」「エクスターンシップ（民事）」「エクスターンシップ（刑事）」「紛争解決技法」「法文書作成」「模擬裁判（民事）」「模擬裁判（刑事）」）は、実務経験のある専任教員4名、兼任教員1名が担当し、「法情報調査」を除く各科目について、実務家教員が配置されており、適切である（点検・評価報告書26頁、基礎データ表7）。

3-9 専任教員の年齢構成

2007（平成19）年度の専任教員12名の年齢構成は、41～50歳3名、51～60歳4名、61～70歳4名、71歳以上1名（うち、2008（平成20）年度は61～70歳4名、71歳以

上2名)となっている(点検・評価報告書27頁、基礎データ表7、実地視察の際の質問事項への回答No.25)。

教育研究の水準の維持向上、教育研究の活性化を図る上で支障を来すような著しい偏りはないが、50歳代の教員の中にその後半に属するものが複数みられ、2008(平成20)年度において、専任教員14名中半数近い6名が61歳以上という年齢構成は、かなり高齢化の傾向にある。

3-10 教員の男女構成比率の配慮

専任教員12名のうち、女性教員は1名で、兼任教員29名を加えた計43名のうち女性教員は3名である(点検・評価報告書27頁、基礎データ表7)。専任教員は適任者を採用し、男女構成比への制度的な配慮は行っていないが、ある程度は意図的に女性教員を採用しないと男女比の改善は難しい。また、唯一の女性教員が検察庁からの派遣教員ということもあり、今後の配慮が望まれる。

3-11 専任教員の後継者の養成または補充等に対する適切な配慮

専任教員の後継者(とくに研究者養成)については、既存の法学研究科に比して法科大学院の役割が増大することは法科大学院教員に共通の認識であり、法科大学院修了後の進路として博士課程などへの進学を選択肢として示すよう努めている点は、適切である(点検・評価報告書27頁)。

専任教員の補充は、研究者教員については公募方式により行い、それ以外の専任教員については公募方式を採っていないが、特に不適切とはいえない(点検・評価報告書27頁)。

しかし、実地視察の際の面談調査において、今年度採用の民法担当の教員については採用時定年間近であったが、特例により73歳まで定年延長が図られ、今後の人事についても教授会などで検討しているとの回答であったが、具体的な人事計画は未整備で、未だ不十分との印象は否めない。

3-12 教員の募集・任免・昇格の基準、手続きに関する規程

専任教員(教授、准教授および専任講師)の新規採用は、教授会がその必要性を認めるとき人事委員会を設置し、その適格審査結果に基づいて、教授会が選任を行い、候補者の選定は人事委員会において行う。専任教員の昇格については、研究科長の提案に基づいて教授会で決定する。兼任教員および兼任教員の採用についても、上記に準じて手続きが進められる(点検・評価報告書27、28頁、「白鷗大学教育職員選考規程」「白鷗大学就業規則」)。

教員の定年による退職は、70歳を定年とし、「学部、学科等の新設にかかわる教育職員の定年」について完成年度を限度とする(「白鷗大学就業規則」「白鷗大学就業規則内規」)。以上のように、手続きに関する規程は整備されていて、適切である。しかし、

定年について、申し合わせにより、70歳直前に採用された場合にも3年を限度として70歳を超えて定年とすることがある（「白鷗大学就業規則内規」第15条第1条）というが、教育の活性化、教員の世代交代の推進という意味で、65歳以上の教員の比率は少ない方が望ましい。

3-13 教員の募集・任免・昇格に関する規程に則った適切な運用

教授会は、法務研究科の教員人事に関する事項を審議事項としており、「白鷗大学教育職員選考規程」などにに基づき処理しており、適切に運用されている（点検・評価報告書28頁、「白鷗大学教育職員選考規程」）。

3-14 専任教員の授業担当時間の適切性

2007（平成19）年度の専任教員の授業担当時間の平均は、専任教員9.3時間、兼任教員14.2時間、実務家教員4.5時間、みなし専任教員6.0時間である。1人当たりの年間平均授業担当時間は8.5時間であり、大学で規定する最低年間授業時間数10時間を下回っているとあるが、通常、法科大学院では授業準備などの負担が重く、学部と単純に比較できないため、専任教員の担当時間は多すぎるともいえる。しかし、適正範囲からすれば、おおむね妥当な範囲といえると点検・評価報告書にある（点検・評価報告書28頁、基礎データ表7）が、一部の教員は年間授業単位数が非常勤先の担当科目単位も含めると33.2単位であり、上記の上限を超えている。この点、この教員の平均16.4時間については2006（平成18）年度教育学部の開設に伴う授業負担で、2008（平成20）年度には解消されると説明がなされていた（基礎データ表9）。実際に解消されたかどうかを実地視察の際の面談調査において確認した結果、年間平均毎週授業時間数は12.7時間に軽減されたとの回答であった。

3-15 教員の研究活動に必要な機会の保障

貴法科大学院は、教育研究水準の向上をはかるため、研究費補助を受け、授業ならびに校務が免除され、国内または国外において1年間または3ヶ月以上6ヶ月未満の区分で研究に専念することができる教員の研修制度を設けている点（点検・評価報告書28頁、「白鷗大学研修制度規程」）は評価できる。また、実地視察の際の質問事項への回答および実地視察の際の面談調査において、2009（平成21）年度に研修制度を利用する教員が1名いることを確認した。

3-16 専任教員への個人研究費の適切な配分

専任教員の研究活動を支援し、学術の振興と貴大学における教育研究の一層の充実・向上に寄与するため、専任教員が行う研究活動に必要な研究費の一部として個人研究費が助成されている。個人研究費は、備品などの購入費400,000円、学会出張な

どの旅費 200,000 円、計 600,000 円である（点検・評価報告書 28、29 頁、「白鷗大学研究費基本規程」）。これらは適切な配分であるが、旅費の実際の出費が少ない。

3-17 教育研究に資する人的な補助体制の適切な整備

貴大学出身の弁護士（1名）が、不定期に、初心者向けの任意参加による正課外の授業を行っている。しかし、実施形態によっては、学生の負担増や受験教育への偏重にもつながりうるため、実地視察においてその実態を調査したところ、資料などには法曹の基本的な心構えを説く内容が記載されていたため、学生の負担増や受験教育への偏重にはつながらないことを確認した。

また、職員が、教材（授業のレジュメ、資料など）の作成・配布の補助を行っている（点検・評価報告書 29 頁）。しかし、1、2年次の各2クラスのクラス担任教員が、教学面での指導を行っており、教育研究に資する人的な補助体制には当たらず、逆に教員の負担を増大させる結果となっていたが、2008（平成 20）年 10 月より、修了生で司法試験合格者の AA による学生に対する学習指導・支援を目的とする制度が導入されたとのことである（実地視察の際の質問事項への回答 No. 7）。

3-18 専任教員の教育・研究活動の活性度を評価する方法の整備

貴法科大学院では、第 1 に、授業アンケートについてその結果を全教員に開示しており、各自で自己の分も含めて自己評価し他の教員の成果もわかるようになっている。第 2 に、教員の研究活動の結果について、学部紀要『白鷗法學』のほか、2007（平成 19）年度から、法科大学院紀要『白鷗大学法科大学院紀要』において公表することができる（点検・評価報告書 29 頁、「白鷗法學」「白鷗大学法科大学院紀要」）。また、毎年専任教員の最新研究業績と研究テーマを「教員紹介」において、学会などの報告状況を『白鷗法學』における「記事」において、それぞれ掲載しているため、教員間において相互チェックが可能となっている（点検・評価報告書 20、21 頁、「2007 年度教員紹介」）点は評価しうるが、なお一層の充実が求められる。

(2) 長 所

なし

(3) 問題点（助言）

- 1) 専任教員の年齢構成については、14 名中 70 歳以上が 3 名おり、61 歳以上が 6 名という年齢構成は、やはり高齢に偏っている点は問題であり、改善が必要である（評価の視点 3-9）。

(4) 勧 告

なし

3 学生の受け入れ

(1) 法科大学院基準の各評価の視点に関する概評

4-1 学生の受け入れ方針、選抜方法・手続きの適切な設定およびその公表

貴法科大学院は、地域社会と地域企業の求める法曹人の養成を理念・目的とし、そのような理念・目的を理解した次のような学生、すなわち、「(1) 将来、法曹として豊かな人間性や感受性、高い倫理観を備えている者、(2) 法科大学院における履修の前提として要求される判断力、分析力、表現力を備えている者、(3) 多様な知識または経験を有する者、(4) 建学の精神「プラス ウルトラ」(PLUS ULTRA、さらに向こうへ)の指す積極性を備えて住民に身近な法曹、企業法務に通じた法曹を目指す者」を受け入れ方針(アドミッション・ポリシー)として掲げている(「白鷗大学法科大学院入学者選抜基準規程」第2条)。

そして、入学者の選抜方法・手続きは、法学未修者コースと法学既修者コースに分け、法学以外の課程履修者または実務など経験者の割合が入学者の3割以上となるような選抜が行われている。また、受験者に複数の機会を与えるべく、年2回(A日程・B日程)入学者選抜が行われている。学生の受け入れ方針、学生の選抜方法・手続きについては、パンフレットやホームページを通じて公表しているほか、年に数回開催される学内外での入試説明会でもパンフレットや「白鷗大学法科大学院入学試験要項」を用いて説明を行っている(点検・評価報告書32頁、「白鷗大学法科大学院パンフレット(2008)」26頁、白鷗大学法科大学院ホームページ、「平成20(2008)年度白鷗大学法科大学院(法務研究科)入学試験要項」)。以上のように、学生の受け入れ方針、学生の選抜方法・手続きについては適切に設定し、公表している。

しかし、入学者選抜における合否の判定は、適性試験・論述・面接(書類審査)による総合評価方式を採用している(点検・評価報告書32頁)とされるが、適性試験および論述試験(「白鷗大学法科大学院入学者選抜基準規程」第6条、第9条)については、配点割合に応じて得点化ができ、客観性が担保されとしても、面接(書類審査)については、面接試験と書類審査がどのように得点化され、客観的に合否判定に反映されるのかが不明確との疑念もあったところ、現地視察の面談調査および資料(評価リスト)により、客観的な得点化が図られていることが確認できた。また、総合評価の合計得点の上位から機械的に合否判定を行っていることも、同様に確認できた(現地視察の面談調査、現地視察の際の質問事項への回答No.32、No.33)。

4-2 学生の適確かつ客観的な受け入れ

「入学者選抜基準規程」に基づき、選抜試験を実施し、所定の選抜方法による試験結果を入試委員会に付議し、入試委員会において合否を判定し、法科大学院教授会において決定する(点検・評価報告書33頁、「白鷗大学法科大学院入学者選抜基準規程」)。また、入学者選抜試験のうち、論述試験については、法学既修者コースも法学未修者コースも、2名の専任教員が各別に採点し、その上で合議制により最終得点を出す

いう方式を採り、また、面接試験については、いずれのコースも、受験者1人に対して2名ないし3名の面接委員（専任教員）による30分程度の試験を実施している（点検・評価報告書33頁）。

4-3 志願者が入学者選抜を受ける公正な機会の確保

入学者選抜を受ける機会については、入試日程・要項をホームページに掲載して、広く公開しているほか、2008（平成20）年度入試においては、学内の入試説明会を合計3回実施し、他の機関が行う合同入試説明会に合計5回参加している（点検・評価報告書33頁、白鷗大学法科大学院ホームページ、平成17年度～平成20年度の入試説明会スケジュール）。法科大学院の入学資格を有するすべての志願者に対して、入学試験を受ける公正な機会を等しく確保している（点検・評価報告書34頁、「白鷗大学法科大学院入学者選抜基準規程」第3条、第4条、第6条、第8条、第15条、第16条）。

4-4 入学者選抜試験に関する業務の実施体制とその適切な実施

法科大学院教授会の下に入試委員会を組織し、事務局には入試広報部を置く実施体制を整備し、その適切な実施も確保されている。入試委員会は、学長、副学長、研究科長、事務局長および法科大学院教授会推薦の教員若干名で組織され（任期1年、再任あり）、入学者選抜試験に関する業務を担っている（点検・評価報告書33、34頁、「白鷗大学大学院法務研究科（法科大学院）学則」第14条、第15条、「白鷗大学法科大学院入試委員会規程」第2条、第3条、「平成19年度法科大学院各種委員会組織表」「平成18年度法科大学院各種委員会組織表」）。また、受験資格などの問い合わせや身体障がい者からの受験申し出に適切に対応できるよう準備がなされている（「平成20（2008）年度白鷗大学法科大学院（法務研究科）入学試験要項」1頁）。

4-5 各々の選抜方法の適切な位置づけと関係

第1期生（2004（平成16）年度）の入試では、（1）法学既修者を専願するコース、（2）法学未修者を専願するコース、（3）法学既修者を希望するが不合格になった場合に法学未修者コースに振り替えて、これらの者を法学未修者コース専願者に加えて法学未修者として選抜を行うコースであった。その後、第2期生（2005（平成17）年度）の入試より、上記の（1）コース、（2）コースに分け、かつ併願を認める方式を採用していたが、第4期生（2007（平成19）年度）の入試より、上記の（1）コース、（2）コースに加え、新たに（3）コースとして、A・B日程入試終了後、法学未修者合格者のうち、特に希望する者に法学既修者認定試験を実施している。これらのことは入学試験要項などで公表しており、適切である（点検・評価報告書34頁、「白鷗大学法科大学院パンフレット（2008）」26頁、白鷗大学法科大学院ホームページ、「平成20（2008）年度白鷗大学法科大学院（法務研究科）入学試験要項」8、9頁）。

4-6 公平な入学者選抜

自大学の推薦、団体推薦を含め、いかなる形態の推薦も認めていない。また、自大学出身者に対する特別枠など、一切の特別入学枠を認めていない。したがって、公平な入学者選抜であると判断する（点検・評価報告書 34 頁）。

4-7 複数の適性試験を採用する際の内容・方法の適切性とその事前公表

志願者が大学入試センターの法科大学院適性試験と日弁連法務研究財団の法科大学院適性試験のいずれかの成績証明書を提出する方式を採り、両方を提出した場合には、点数の高い方を採用している。また、複数の適性試験を採用する際の内容・方法は事前に公表されている（点検・評価報告書 35 頁、「平成 20（2008）年度白鷗大学法科大学院（法務研究科）入学試験要項」1、2 頁）。ただし、実地視察の際の面談調査の説明では、大学入試センターの法科大学院適性試験と日弁連法務研究財団の法科大学院適性試験の成績証明書が同時に提出された場合には素点で評価し、両適性試験の得点調整を行っておらず、よい点を採用することとしている（実地視察の際の面談調査、実地視察の際の質問事項への回答 No. 34）。受験生に対する公平性を担保するために、日弁連法務研究財団の換算表を使用するなど基準の統一化を図る必要がある。

4-8 法学既修者の認定基準・方法と認定基準の公表

法学既修者用入学試験においては、適性試験および日弁連法務研究財団が行う法学既修者試験に加えて、憲法、民法、刑法 3 科目の論述試験および面接試験によって判定している。上記法学既修者試験について、第 1 期生から第 3 期生までの入試では、7 科目の受験を義務づけていたが、第 4 期生の入試から行政法を除く 6 科目の受験を義務づけとしている。各試験の配点は、適性試験および法学既修者試験が 20%、論述試験（憲法、民法、刑法の 3 科目）が 50%、面接試験が 30% である。面接委員は、必ず、公法、私法、刑事法専門の 3 名の教員で構成し、採点を担当した答案を基礎に受験者に口頭試問を行い、面接点をつける。これらの総合点数により、法学未修者における 1 年次修了レベル以上の学力を有する者を合格者として認定する。

なお、第 4 期生の入試から、いったん法学未修者として合格し入学手を完了した者のうち、特に、法学既修者コースを希望する者に対し、法学既修者認定試験を実施しており、2007（平成 19）年度に 2 名、2008（平成 20）年度に 1 名が合格している。これらのことは入学試験要項などで公表しており、適切である（点検・評価報告書 34、35、38 頁、「白鷗大学法科大学院パンフレット（2008）」6 頁、白鷗大学法科大学院ホームページ、「平成 20（2008）年度白鷗大学法科大学院（法務研究科）入学試験要項」1、8 頁、「白鷗大学法科大学院入学者選抜基準規程」第 6 条、第 9 条、第 10 条、「平成 20（2008）年度法科大学院（法務研究科）法学既修者認定試験要項」）。

しかし、法学既修者用入学試験においては、貴法科大学院の教員が独自に課す論述試験は憲法、民法、刑法の3科目のみであり、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法の各科目の学力を調査し、すべての科目について一定の点数以上を法学既修者として判定しているわけではない。しかも、法学既修者用入学試験に合格した者には、行政法の試験を実施せず、「行政法の基礎Ⅰ」「行政法の基礎Ⅱ」（各2単位、合計4単位）を単位認定している。この点は、法学既修者認定試験の場合も同様である。以上から、少なくとも行政法については、どのようにして1年次修了レベル以上の学力を有すると判定できるのか問題であり、改善が望まれるところ、実地視察の際の面談調査において、来年度からのカリキュラム改正にあわせて、2010（平成22）年度の入学試験から、日弁連法務研究財団が行う法学既修者試験における行政法の受験を義務づけ、7科目の総合点数で既修者認定する方法に変更する旨回答している（実地視察の際の面談調査、実地視察の際の質問事項への回答 No. 37）。

4-9 法学既修者の課程修了の要件の適切な設定

2004（平成16）年度～2006（平成18）年度において、法学既修者には法律基本科目30単位を修得済みと認定し、在学期間を1年短縮することが認められていた（「専門職大学院設置基準」第25条）。いずれもその年度入学生に対し、修了要件単位数のうち法律基本科目を30単位免除することにしてきた。

しかし、2007（平成19）年度のカリキュラム改正に伴い、法学未修者に対して、99単位以上の単位の修得を修了の要件としているが、法学既修者に対しては、修了要件単位数のうち法律基本科目を34単位免除することとしているが、このような単位認定は、法令上の基準（1年、30単位を上限とする）に違反している（点検・評価報告書35、36頁、「法科大学院履修規程」別表）。

この点については、実地視察の際の面談調査の説明では、2009（平成21）年度からは、カリキュラムを変更し、認定単位を30単位に戻す旨回答するとともに、実地視察中に臨時教授会を開催し、以下の3点についての教授会出席者全員の同意を得て、法科大学院として対応することを決定している（実地視察の際の面談調査、実地視察の際の質問事項への回答 No. 38）。

すなわち、①2007（平成19）年度・2008（平成20）年度履修要綱適用の法学既修者に対する説明会を、2008（平成20）年10月20日（月曜日）に開催し、当該法学既修者に対し34単位免除に問題があった点を明確に伝え、下記②③の措置について説明し理解を得た。②学生に不利益とならないための具体的な措置を講ずるべく、その措置として、34単位免除の法学既修者は、修了要件単位数を69単位とし、不足単位数がある者について、選択科目の履修によって不足単位数の補充取得を確実にするよう指導する。③履修要綱にしたがって修了単位数を65単位に設定し69単位に達しない学生に対しては、平成15年文部科学省告示第53号第7条に定める36単位を上限として、

追加履修登録を可能とする。なお、授業3回分の遅れは、補講などによって対処するとのことである。

4-10 学生の受け入れのあり方に関する恒常的な検証のための組織体制・システムの確立

学長、副学長、研究科長、事務局長および法科大学院教授会推薦の教員若干名で組織する入試委員会において、入学試験に関する主要事項を審議する任務も担い、学生の受け入れのあり方に関し恒常的に検証している（点検・評価報告書 36 頁、「白鷗大学法科大学院入試委員会規程」第2条、第3条）。具体的には、毎年、入学後の学生の学力と入学者の選抜基準・選抜方法などとの関連性や相関性を調査・検討し、その結果を踏まえて、次年度以降の入学試験における選抜基準・選抜方法などの改善を図り、適性試験の成績と入学後の学業成績との相関関係がはっきり認められないとして、適性試験、筆記試験、面接試験の配点割合を変更している。この変更点については、事前に入試説明会やホームページのQ&Aなどを通じ、公表している（点検・評価報告書 36 頁、白鷗大学法科大学院ホームページ）。以上のとおり、学生の受け入れのあり方に関する恒常的な検証のための組織体制・システムが確立しており、適切な対応である。

4-11 多様な知識・経験を有する者を入学させるための配慮

法学未修者に対する入試においては、法律知識は評価の対象とはされず、適性試験、論述試験、面接試験などを通じて、多様な知識・経験を有する者を入学させるよう工夫している。その結果、医師、看護師、県会議員、国会議員秘書、国家公務員、行政書士、高校教員、会社役員、会社員などが入学している。現状では、法学未修者コースの入学者の多様性を確保できている（点検・評価報告書 36 頁、「白鷗大学法科大学院パンフレット（2008）」26 頁、「平成 20（2008）年度白鷗大学法科大学院（法務研究科）入学試験要項」1 頁、「白鷗大学法科大学院入学者選抜基準規程」第6条、第8条～第15条）。

4-12 法学以外の課程履修者または実務等経験者の割合とその割合が2割に満たない場合の入学者選抜の実施状況の公表

入学者における法学以外の課程履修者または実務経験者の割合は、前者での最低は2005（平成 17）年度の 30.8%、後者での最低は同年度の 34.6%であり、いずれの割合も適切である（点検・評価報告書 36、37 頁、「白鷗大学法科大学院入学者選抜基準規程」第8条、「年度別他学部・社会人入学割合」）。

4-13 入学試験における身体障がい者等への適正な配慮

身体に障がいのある志願者は、出願に先立ち事前にその旨を申し出るように案内し

ている。そして、申し出に応じて特別な配慮をするよう準備がなされている。このような配慮は評価できる（点検・評価報告書 37 頁、「平成 20（2008）年度白鷗大学法科大学院（法務研究科）入学試験要項」1 頁）。

4-14 入学定員に対する入学者数および学生収容定員に対する在籍学生数の管理

入学定員 30 名に対して、入学者数は、2004（平成 16）年度 32 名（うち法学既修者 8 名）、2005（平成 17）年度 26 名（うち法学既修者 2 名）、2006（平成 18）年度 26 名（うち法学既修者 2 名）、2007（平成 19）年度 32 名（うち法学既修者 7 名）である。2007（平成 19）年度の収容定員 90 名に対する在籍学生数は 76 名であり、うち法学既修者が 9 名であることを考慮すると、ほぼ適正な管理がなされている（点検・評価報告書 37 頁、基礎データ表 15、表 16、「白鷗大学法科大学院入試結果」）。

4-15 学生収容定員に対する在籍学生数の超過や不足への対応

評価の視点 4-14 で述べたとおり、収容定員に対する在籍学生数に若干の不足がみられる。なお、点検・評価報告書では、入学者の質を確保するためにもこの傾向が続く可能性があるとして、良質の入学希望者を多数確保するための方策を検討しているとの記述があり、この点は適切である（点検・評価報告書 37 頁）。

4-16 休学者・退学者の状況把握および適切な指導等

休学者については、所定の休学願いを提出し、その理由がやむを得ないものと教授会で承認された後、学長の許可を受ける手続きがとられ（点検・評価報告書 38 頁、「白鷗大学大学院法務研究科（法科大学院）学則」第 21 条）、また、退学者については、所定の退学願いを提出して学長の許可を受ける手続きがとられる（白鷗大学大学院法務研究科（法科大学院）学則」第 22 条、「白鷗大学学則」第 39 条）。休学者は現在 1 名、過去に 4 名おり、退学者は第 1 期生 4 名、第 2 期生 7 名、第 3 期生 2 名の計 13 名であるが、休学者ないし退学者については、それぞれの理由を把握し、適切な対応がなされている（点検・評価報告書 38 頁）。

(2) 長 所

なし

(3) 問題点（助言）

- 1) 受験生に対する公平性を担保するために、大学入試センターの法科大学院適性試験と日弁連法務研究財団の法科大学院適性試験の結果を考慮する場合、日弁連法務研究財団の換算表を使用するなど基準の統一化を図る必要がある（評価の視点 4-7）。

(4) 勸告

- 1) 法学既修者に対して、34単位を既修済単位として認定するのは、法令に照らし重大な問題であり、抜本的な改善を強く求める。また、現在在籍の学生に不利益が生じないよう貴法科大学院として最大限の対応を強く求める（評価の視点4-9）。

4 学生生活への支援

(1) 法科大学院基準の各評価の視点に関する概評

5-1 学生の心身の健康を保持・増進するための相談・支援体制の整備

貴法科大学院内の施設（保健室）において、常駐の看護師1名が学生の心身の健康保持・増進を図っている。また、学生の精神面での健康については、担任教員による学生の相談体制が整っているほか、必要に応じて、臨床心理士による相談日を週3回設けて相談できる体制も整っている（点検・評価報告書40頁）。これらの相談・支援体制は、適切である。

5-2 各種ハラスメントに関する規定と相談体制の整備とそれらの学生への周知

貴大学では、「セクシュアル・ハラスメント防止等委員会規程」に基づき、部局横断的な常設の教員組織としてセクシュアル・ハラスメント防止等委員会が置かれ、貴法科大学院からも常に1名の教員が同委員会委員として参加している。同委員会の活動は、①セクシュアル・ハラスメント解決のための活動、②セクシュアル・ハラスメント防止のための啓発活動である（「白鷗大学セクシュアル・ハラスメント防止等委員会規程」「No Sexual Harassment」）。貴法科大学院において、①の同委員会による被害の救済および加害者に対する再発防止措置を発動させた事案は生じていない。②の啓発活動は、教職員についてはセミナーへの参加により、学生についてはパンフレットの配布などにより、それぞれ行われている。しかし、事務職員が学内の「窓口」として対応することになっていることについては、専門の相談員または教員により対応することが望ましく、また、セクシュアル・ハラスメント防止等委員会による被害の救済および加害者に対する再発防止措置に関する詳細な規程がない点も問題である。それぞれ改善が望まれるところ、実地視察の際の面談調査では、いずれの点についても、将来、学生指導委員会を設置して検討していきたい旨の回答を得た（実地視察の際の面談調査、実地視察の際の質問事項への回答No.40）。

また、アカデミック・ハラスメントやパワー・ハラスメント問題に関する規程や相談体制が整備されておらず、その整備が望まれる。

5-3 奨学金その他学生への経済的支援に関する相談・支援体制の整備

学業特待制度（「白鷗大学法科大学院特待制度規程」）、「提携学資ローン（銀行提携・学資ローン）のご案内について」、貸与奨学金および祝金給付制度（司法試験合格者祝金給付規程）による経済的支援が整備されている（点検・評価報告書41頁、「白鷗大学法科大学院パンフレット（2008）」26頁）。また、実施状況は、2005（平成17）年度において、8名の学生（在籍学生総数57名）に50万円の授業料（総額400万円）が免除され、2006（平成18）年度において、27名の学生（在籍学生総数70名）に日本学生支援機構の奨学金（総額3367万2000円）が貸与されている（点検・評価報告

書 41 頁、基礎データ表 17、表 18)。これらの支援体制は適切である（実地視察の際の質問事項への回答 No. 41)。

5-4 身体障がい者等を受け入れるための支援体制の整備

施設・設備面での対応は一部にとどまっているが（評価の視点 6-5 参照）、入試に関する個別対応の点では評価できる（点検・評価報告書 37 頁、「平成 20（2008）年度白鷗大学法科大学院（法務研究科）入学試験要項」1 頁）。現状では障がい者を有する学生は在籍していないが、学習支援・生活支援の両面にわたって対応を検討しておく必要がある（点検・評価報告書 41 頁）。

5-5 学生の進路選択に関わる相談・支援体制の整備

クラス担任、専任教員による相談体制が整っている。また、実務家による講演会を実施することによって、法律家としての職務内容に触れる機会を提供するとともに、進路選択について考える機会に配慮している（点検・評価報告書 41 頁、実地視察の際の質問事項への回答 No. 42)。

(2) 長 所

なし

(3) 問題点（助言）

- 1) セクシュアル・ハラスメントへの対応に関して、事務職員が学内の「窓口」として対応することになっていることについては、専門の相談員または教員により対応することが望ましく、また、セクシュアル・ハラスメント防止等委員会による被害の救済および加害者に対する再発防止措置に関する詳細な規程がない点も問題である。それぞれ改善が望まれる（評価の視点 5-2)。
- 2) アカデミック・ハラスメントやパワー・ハラスメント問題に関する規程や相談体制を整備することが望まれる（評価の視点 5-2)。

(4) 勧 告

なし

5 施設・設備、図書館

(1) 法科大学院基準の各評価の視点に関する概評

6-1 講義室、演習室その他の施設・設備の整備

主として法科大学院の学生が利用する東キャンパスは本キャンパスから独立して設置されている。法学未修者1年次授業の教室は東キャンパスの1階、5階および6階の（プラズマTV設置の）講義用教室（17室共用）を利用している。演習中心になる法学未修者2年次・法学既修者1年次以降の科目に使用する小規模演習室が5階および6階に14室（共用）、1階西側に2室（専用）ある。また「模擬裁判（民事）」「模擬裁判（刑事）」用の施設として6階に法廷教室がある（「白鷗大学法科大学院パンフレット（2008）」13～16頁）。上記からみて、専用・共用を合わせ施設の整備は適切である。

6-2 学生が自主的に学習できるスペースの整備とその利用時間の確保

貴法科大学院は、東キャンパス6階に法科大学院専用の自習室を用意しており、学生1人ひとりに専用の机（座席指定）を貸与している。座席数は88席で、在籍学生数（2007（平成19）年度76名）との関係で十分な座席が用意されている。また各机はパーティションで仕切られており、各学生にはノート型パソコンが貸与され、パソコン用LANケーブル差込口が与えられている。またプリンターの数も十分であり、これらの点は評価できる。さらに、冷蔵庫、電子レンジなどを設置して、長時間キャンパス内で学習する学生の便宜を図っており、法科大学院の学生専用の談話室を設けていることも評価できる。

東キャンパス図書館分室は4階部分と5階部分があるが、5階部分の閲覧用机（76席）は法科大学院専用である。5階には、学生が自主的に学習できるスペースとしてゼミ室（1室）も用意されている。

スペースの利用時間の確保については、自習室および談話室は、授業時間以外でも、開校時間内は8時から22時まで（祝祭日はもちろんのこと、春期・夏期・冬期休暇中も）利用できるようになっている。自習室が22時までという開館時間は、学生のニーズも考慮の上、開館時間延長の検討が望まれる。

6-3 各専任教員に対する個別研究室の用意

各専任教員に対する個別研究室の用意については、教員研究室は、専任教員全員に個室が与えられ、各研究室にはパソコン用LANケーブル差込口も設置している（点検・評価報告書45頁）。

6-4 情報インフラストラクチャーとそれを支援する人的体制の整備

全学的な情報関連設備および人的体制としては情報処理教育研究センターがある。その本部は本キャンパスに置かれているが、東キャンパス5階にはその分室があり、

専任スタッフが常駐しており、教員や学生のパソコン関係の問題(初期設定における困難など)に対応すべくサポート活動にあたっている。

学生にはそれぞれアドレスが与えられており、またTKCの利用は自宅からも可能である(点検・評価報告書 45 頁、実地視察の際の質問事項への回答 No. 44)。

6-5 身体障がい者等のための施設・設備の整備

東キャンパスには、視覚障がい者向けの設備として、操作盤などに視覚障がい者向けの点字表示のあるエレベーターを配置している(点検・評価報告書 45 頁)。また、車椅子用のスロープ・トイレなどもバリアフリーになっている。

6-6 施設・設備の維持と社会状況等の変化に合わせた施設・設備の充実への配慮

貴法科大学院は、東キャンパスに最新の施設・設備を設置しており、関係部局との緊密な連携の下、社会状況などの変化に合わせた施設・設備の充実を図っている。特に利用の多い情報ネットワークシステムに関しては、「情報処理教育研究センター」がインフラ整備・維持を行っている(点検・評価報告書 45 頁、実地視察の際の質問事項への回答 No. 45)。

6-7 図書館における図書・電子媒体を含む各種資料の計画的・体系的な整備

東キャンパス4階・5階が大学図書館分館となっており、同分館は、現在、法律学関係の基本的単行書、内外の判例集、内外の法律雑誌など、合計 59,000 冊を超える図書を有している。「電子媒体」として、HEIN on line、Lexis Nexis at lexis.com などのサービスを有している。また、法科大学院の教員・学生の要望に応えるべく、法科大学院開設以来、TKCを代表とする電子媒体、図書、各種資料などの整備が進められている(「白鷗大学総合図書館利用案内」「白鷗大学総合図書館ホームページ『オンラインで情報を入手できるデータベース』」など)。

6-8 図書館の開館時間の確保

東キャンパス図書館分館5階の法科大学院学生専用エリアは、開室時間は平日が9時～20時、土曜が9時～16時、日曜日・祝祭日・お盆期間・年末年始は休館となっている(点検・評価報告書 46 頁、「白鷗大学総合図書館利用案内」)。

また、図書館は日曜日・祝祭日・お盆期間・年末年始が休館となっているが、学生アンケートなどで、開館時間についての不満や月曜日の授業準備のための日曜日の開館に対する要求を確認できたので、これらの点について検討が望まれる。

6-9 国内外の法科大学院等との学術情報・資料の相互利用のための条件整備

貴大学図書館では、他法科大学院(図書館)を含め他大学図書館との間で、それぞ

れの蔵書の相互利用を行い、また、国外の法科大学院などとの学術情報・資料の相互利用のため、アメリカ・オレゴン州ポートランド市 Lewis & Clark Law school との交流を行っている（点検・評価報告書 46 頁、「国際交流に関する合意書」）。今後さらなる発展を期待する。

(2) 長 所

なし

(3) 問題点（助言）

- 1) 学生のニーズを考慮した上で、図書館の日曜日開館に向けた検討が望まれる（評価の視点 6－8）。

(4) 勸 告

なし

6 事務組織

(1) 法科大学院基準の各評価の視点に関する概評

7-1 事務組織の整備と適切な職員配置

法科大学院事務室は、東キャンパスに学部や大学院を主管とした事務局とは別の独立した部署として設置されている（点検・評価報告書 48 頁、「学校法人白鷗大学組織図」）。事務室の職員は3名であるが、職員間のチームワークと全学事務組織との協力により支障は出ていない。

7-2 事務組織と教学組織との有機的な連携

法科大学院事務室が、東キャンパス内に設置されており、常時教員と密接な連携が保たれおり、また、重要事項を審議する会議に事務室職員(2名)が同席することで、情報・問題点を共有できる体制が出来上がっている（点検・評価報告書 48 頁）。

法科大学院事務室は、教授会および各委員会との関係において、審議案件に関わる（教学組織の意思決定のために必要とされる）資料を提供する業務、また、事務室職員は、教授会および各委員会の会議に同席し、記録を作成する業務を行っている。事務室職員は、教授会および各委員会との連携を図りつつ、各会議で審議案件に変更が加えられた場合は、変更点を整理統合し、各会議に戻すという形で連携作業を行っている（点検・評価報告書 48 頁）。

7-3 事務組織の適切な企画・立案機能

点検・評価報告書によると、法科大学院事務室が、入試日程・広報などに関する原案の一部を作成し、入試委員会・広報委員会に諮っていることも、併せて、企画・立案機能の一部を担っているといえる（点検・評価報告書 49 頁）。

7-4 職員に求められる能力の継続的な啓発・向上のための取り組み

法科大学院事務室職員は、教学事務や学生サービスに多くの時間を割かれることなどにより、法科大学院の充実と将来発展に関わる能力向上に資する研修・研鑽の機会を得ることが難しい状況にある。この点に関しては、時間的に余裕を持った業務分担を検討し、他大学への出向研修など、より充実した方策を考えていく必要があるが、来年度には研修への参加などを実施するとのことであった（点検・評価報告書 49 頁）。

(2) 長 所

なし

(3) 問題点（助言）

なし

(4) 勸告
なし

7 管理運営

(1) 法科大学院基準の各評価の視点に関する概評

8-1 管理運営に関する規程等の整備

貴法科大学院の学則である「白鷗大学大学院法務研究科（法科大学院）学則」は、大学全体の上位規定である学則（「白鷗大学学則」第4条の2、「白鷗大学大学院学則」第4条第3項）に基づき定められている。その他教員人事などについても、諸規程などが整備されている（点検・評価報告書51頁、「白鷗大学教育職員資格審査基準」「白鷗大学大学院担当教員選考基準」「審査手続規程」「白鷗大学教育職員選考規程」「教育職員選考規定の運用について」「学生に対する奨学金（日本学生支援機構奨学金貸与推薦選考内規）」「白鷗大学法科大学院特待制度規程」「司法試験合格者祝金給付規程」）。

8-2 教学およびその他重要事項に関する専任教員組織の決定の尊重

貴法科大学院は、学部と結び付いていない独立研究科として設置されており、法科大学院教授会は独立の意思決定機関性を有している（点検・評価報告書52頁）。①教育および研究に関する必要な事項、②教育課程に関する事項、③教員人事に関する事項、④学生の入学、転入学、転学、再入学、留学、退学、除籍および賞罰に関する事項、⑤試験に関すること、⑥その他本大学院に関する必要な事項に関する意思決定は法科大学院教授会で行われている。教授会の構成員は、法科大学院の全専任教員12名（専任教員6名、専任(兼担)教員2名、実務家専任教員3名、みなし専任教員1名）である（点検・評価報告書51頁）。

教授会での審議結果は、毎月1回第4水曜日に開催される大学協議会（構成員は、学長、副学長、学部長、研究科長、図書館長、教務委員長、学生委員長および事務局長で、全学的な調和と大学運営の円滑な推進に関わる諸事項を審議する機関）で報告されるものとなっている（「白鷗大学大学協議会規程」）。

8-3 法科大学院固有の管理運営を行う専任教員組織の長の任免等の適切性

法務研究科長（法科大学院長）は、「白鷗大学学長等選任規程」第3条、第4条に基づき、法科大学院教授会の構成員により選出される。教員人事は、最終的には法人理事会の決定が必要とされ、理事会の議を経て、教授会選出の「研究科長予定者」が理事長により研究科長（法科大学院長）として任命される（点検・評価報告書52頁、「白鷗大学学長等選任規程」）。

8-4 法科大学院と関係する学部・研究科等との連携・役割分担

貴法科大学院は、学部と結び付いていない独立研究科として設置されており、法学部とは別の組織であり、法科大学院教授会は独立の意思決定機関性を有している（点検・評価報告書52頁）。

教員人事や研究の面では学部・研究科との連携は教育人事（教員補充、兼任など）、

研究（「白鷗大学法科大学院紀要」執筆など）の面で連携がとられている（実地視察の際の質問事項への回答 No. 50）。

8－5 教育研究活動の環境整備のための財政基盤と資金の確保

入学定員 30 名と少人数であるため収入の大幅増は見込めず、現在は支出超過に陥らざるを得ない状況にあるが、貴大学の中長期計画の基本方針に基づき、予算は適切に編成され、法科大学院の支出超過額は十分吸収できるとしている（点検・評価報告書 52 頁、実地視察の際の質問事項への回答 No. 51）。ただし、入学者の質を確保するため、若干の欠員が生じているが（点検・評価報告書 37 頁）、採算性の面で支障がないのか、疑問がないわけではない。

(2) 長 所

なし

(3) 問題点（助言）

なし

(4) 勸 告

なし

8 点検・評価等

(1) 法科大学院基準の各評価の視点に関する概評

9-1 自己点検・評価のための組織体制の整備と、適切な自己点検・評価の実施

専任教員によるFD委員会が、定期的（毎月第3木曜日）に授業評価に対する検討を行うとともに、学生へのアンケートや教員相互の授業参観を実施し、授業評価を含む自己点検・評価活動にあたっている（点検・評価報告書 54、55 頁、「法科大学院各種委員会組織表」「法科大学院FD委員会規程」）。

FD委員会は自己点検・評価委員会の機能を有していたが、2008（平成 20）年4月に発足した自己点検・評価委員会が現在は所管している（実地視察の際の質問事項への回答 No. 52）。

2005（平成 17）年度には日弁連法務研究財団のトライアル評価を、2006（平成 18）年度には本協会の試行評価を受けている。その際に「自己点検・評価報告書」を作成し、各評価機関に提出している。

9-2 自己点検・評価の結果の公表

貴法科大学院は、2005（平成 17）年度日弁連法務研究財団のトライアル評価、2006（平成 18）年度本協会の試行評価を受けるために作成した「自己点検・評価報告書」をホームページで公表している（点検・評価報告書 55 頁、白鷗大学法科大学院ホームページアクセス欄、「自己点検・評価報告書」「法科大学院点検・評価報告書」）。

また、授業アンケートの自由記入欄における学生の指摘について、担当教員に「授業改善報告書Ⅰ」「授業改善報告書Ⅱ」の提出を義務づけ、問題点の整理・対応結果をTKCにより学生に公表している。

9-3 自己点検・評価や認証評価の結果を改善・向上に結び付けるためのシステムの整備

貴法科大学院は、自己点検・評価や認証評価の結果を教育研究活動の改善・向上に結び付けるために、FD委員会を設置し、同委員会での検討を経て、法科大学院教授会において具体的な改善策などの検討を行っている（点検・評価報告書 55 頁）。さらに、学生による授業アンケートの調査結果・投書で指摘された「要望・要請・問題点」および教員相互の授業参観に関する「感想」を教育方法などの改善・向上に結び付けるため、定例のFD委員会において授業アンケートなどの分析結果をもとに、各委員の講義内容や教材などに対する質疑応答、単位認定評価の方法などについて意見交換を行い、問題点・改善点の検討を行っている（点検・評価報告書 55 頁）。

試行評価の結果については、例えば「法律基本科目群の比重の高さ」について見直しを行っている（実地視察の際の質問事項への回答 No. 53）。

9-4 自己点検・評価の結果の改善・向上への反映

学生が授業アンケートの集計結果および投書で指摘した「要望・要請・問題点」については、「授業改善報告書Ⅰ」および「授業改善報告書Ⅱ」の作成を当該担当教員に義務づけ、問題点などの整理・対応結果をTKCにより学生に公表している。したがって、問題点とその対応結果は、FD委員会および教授会のみならず、学生自身が知るところとなるため、授業などの改善・向上に有効に反映される。問題点などの整理・対応結果は、授業などの改善・向上、さらにカリキュラムの改善に反映している（点検・評価報告書56頁）。

(2) 長 所

なし

(3) 問題点（助言）

なし

(4) 勸 告

なし

9 情報公開・説明責任

(1) 法科大学院基準の各評価の視点に関する概評

10-1 組織・運営と諸活動の状況に関する情報公開

貴法科大学院は、その組織・運営と活動の状況などについて法科大学院案内を通じて情報公開している。大学広報、新聞、雑誌などの学内外のメディアの取材に対しては、大学本部キャンパスの入試広報部および法科大学院の研究科長、研究科主任、教務委員長および広報委員長が対応している（点検・評価報告書 58 頁）。

10-2 学内外からの要請による情報公開のための規程と体制の整備

学内外からの要請による情報公開のための規程は整備されていない（点検・評価報告書 58 頁）。体制の整備については、ホームページ、法科大学院案内、履修要綱その他の印刷物により情報開示が行われているという現状説明に留まっており、必ずしも体制の説明にはなっていない。

10-3 情報公開の説明責任としての適切性

貴法科大学院は、組織・運営、活動の状況などに関する最新の情報を公開している。法科大学院案内も毎年度更新している。特に入試に関する情報は、試験要項など入学試験実施方法について変更がある場合は、すべて募集要項で明示するとともに、ホームページなどで迅速に公表している（点検・評価報告書 58 頁）。

法科大学院案内についてはより詳細な検討の記述が望まれる意見があり、また説明責任を果たすのは誰かを明確にする規程も未整備である。

(2) 長 所

なし

(3) 問題点（助言）

- 1) 学内外からの要請による情報公開のための規程や責任主体などの体制について整備が望まれる（評価の視点 10-2）。

(4) 勧 告

なし

「白鷗大学法科大学院に対する認証評価結果」について

貴大学より 2008（平成 20）年 1 月 10 日付文書にて、2008（平成 20）年度の法科大学院認証評価について申請された件につき、本協会法科大学院認証評価委員会において慎重に評価した結果を別紙のとおり報告します。

本協会では、貴大学法科大学院の自己点検・評価を前提として、書面評価と実地視察等に基づき、貴大学法科大学院の意見を十分に斟酌した上で、評価結果を作成いたしました。提出された資料等についても、不明な点や不足分があった場合には、直ちに連絡するように努め、また評価者には、教育活動等の経験豊富な者を中心に各法科大学院より推薦いただいた評価委員登録者の中からあてるとともに、法曹または法曹としての実務経験を有する者、外部有識者も加わって、評価者研修セミナー等を通じてそれぞれの質の向上を図るなど、万全を尽くしてまいりました。

その上で、貴大学法科大学院に応じて編成した分科会のもとで、本協会が設定している「法科大学院基準」への適合状況を判定するための評価項目について、提出された資料や実地視察に基づき、慎重に評価を行いました。

（1） 評価の経過

まず書面評価の段階では、分科会を構成する主査および各委員が、それぞれ個別に評価所見を作成し、これを主査および各委員により分担して分科会報告書（原案）として取りまとめました。その後主査および各委員が参集して 8 月中旬から 9 月中旬（別紙「白鷗大学法科大学院に対する認証評価スケジュール」参照）にかけて分科会を開催し、分科会報告書（原案）についての討議を行うとともに、それに基づいて主査および各委員により分担して分科会報告書（案）を作成いたしました。その後、分科会からの実地視察の際の質問事項を貴大学および貴大学法科大学院に送付し、それをもとに 10 月 16 日および 10 月 17 日に実地視察を行いました。

実地視察では、書面評価における疑問等について聴取するとともに、貴大学法科大学院の特色ある施設・設備や教育・研究活動の状況を確認するため、貴大学法科大学院の教学側の責任者や自己点検・評価の責任者との面談、学生面談、授業参観、施設・設備の視察、関連資料の閲覧などを実施し、これらに基づいて主査および各委員により分担して分科会報告書を完成させました。

完成した分科会報告書をもとに法科大学院認証評価委員会正・副委員長・幹事会で作成した「白鷗大学法科大学院に対する認証評価結果（委員長案）」は、法科大学院認証評価委員会での審議を経て同評価結果（委員会案）として貴大学および貴大学法科大学院に送付しました。同評価結果（委員会案）に対して貴大学から提示された意見を参考に同評価結果（委員会案）は修正され、その後理事会、評議員会の議を経て承認を得、「白鷗大学法科

大学院に対する認証評価結果」が確定いたしました。

この「評価結果」は貴大学および貴大学法科大学院に送付するとともに社会に公表し、文部科学大臣に報告いたします。

なお、この評価の手続き・経過を時系列的に示せば別紙「白鷗大学法科大学院に対する認証評価のスケジュール」のとおりです。

(2) 「評価結果」の構成

貴大学および貴大学法科大学院に提示する「評価結果」は、「Ⅰ 認証評価結果」、「Ⅱ 総評」、「Ⅲ 法科大学院基準の各項目における概評ならびに提言」で構成されています。

「Ⅰ 認証評価結果」には、貴大学法科大学院が「法科大学院基準」に適合しているか否かを記しています。なお、法科大学院基準に適合していないと判定された場合については、下記の改善報告書の提出義務はありません。

「Ⅱ 総評」には、貴大学法科大学院の理念・目的ならびに教育目標とその明示と周知方法、教育目標の検証、貴大学法科大学院の特色や大きな問題点を記しています。

「Ⅲ 法科大学院基準の各項目における概評ならびに提言」は、「法科大学院基準の各評価の視点に関する概評」「長所」「勧告」「問題点（助言）」で構成されます。「長所」は、法科大学院基準のレベルⅡ○（法科大学院が行う教育研究の質を今後も継続的に維持・向上させていくために点検・評価することが高度に望まれる事項）の評価の視点について、貴大学がその特色ある優れた取り組みをさらに伸張するために示した事項です。

「勧告」は、法科大学院基準のレベルⅠ◎（法令等の遵守に関する事項）およびⅠ○（本協会が法令に準じて法科大学院に求める基本的事項）の評価の視点について大きな問題があることに対し、義務的に改善をもとめたものです。「勧告」事項が示された法科大学院においては、同事項に誠実に対応し、早急にこれを是正する措置を講じるとともにその結果を改善報告書として取りまとめ、原則として2011（平成23）年7月末日までにこれをご提出いただきたく存じます。一方、「問題点（助言）」は、法科大学院基準のレベルⅠ◎（法令等の遵守に関する事項）およびⅠ○（本協会が法令に準じて法科大学院に求める基本的事項）の評価の視点について問題があることに対し、一層の改善努力を促すために提示するものです。「問題点（助言）」についても「勧告」同様、改善報告が求められるものの、それらにどのように対応するかは各法科大学院の判断に委ねられております。この点で「勧告」と「問題点（助言）」の性格は異なっております。

今回提示した各指摘は、貴大学法科大学院からの申請資料に基づく書面評価や実地視察の結果、導き出したものであり、必ずしも貴大学法科大学院の最新動向を完全に踏まえたものとはいえないかもしれませんが、前述の「意見申立」手続き等による貴大学からのご意見を参考に、可能なかぎり実態に即した指摘となるよう留意いたしました。

また、否の評価結果について、異議申立てがある場合には、2009（平成21）年3月27日までにご連絡下さい。

白鷗大学法科大学院認証評価提出資料一覧

調書

資料の名称
1 法科大学院点検・評価報告書 2 法科大学院基礎データ 3 専任教員の教育・研究業績 4 専任教員（専任（兼任）教員、実務家教員、みなし専任教員も含む）の他大学における担当科目の負担状況が把握できる資料

添付資料

提出資料	資料の名称
1 法科大学院の理念・目的ならびに教育目標が明文化された冊子等（研究科概要、学生募集要項、入学案内等） 法科大学院の概要を紹介したパンフレット	白鷗大学法科大学院パンフレット（2008年度） 白鷗大学大学院法務研究科（法科大学院）学則 白鷗大学法科大学院ホームページ 白鷗大学法科大学院パンフレット（2008年度）
2 法科大学院の教育内容、履修方法などを記載したもの（学生便覧、履修要項等） 授業計画、科目概要など授業内容、成績評価内容を示した冊子等（講義要項、シラバス等） 年間授業時間割表	2007年度履修要綱 2007年度履修要綱 2007（平成19）年度 法科大学院授業時間割
履修科目の登録に関する規則等（大学院学則、研究科規程等）	法科大学院履修規程 2007年度履修要綱
リーガル・クリニックやエクスターンシップが実施されている場合、その実施要綱、受入先・実施状況等が把握できる資料	エクスターンシップの実施要領 エクスターンシップ受入先一覧 エクスターンシップ報告書
リーガル・クリニックやエクスターンシップ等が実施されている場合、その守秘義務に関する規定（研究科規程等）	誓約書
進級要件、修了要件の定め等（研究科規程等）	白鷗大学大学院法務研究科（法科大学院）学則 法科大学院履修規程
他の大学院において履修した授業科目の単位認定に関して定めた規定（研究科規程等）	白鷗大学大学院法務研究科（法科大学院）学則 法科大学院履修規程
学習相談体制について定められた規定（研究科規程等）、オフィスアワーの内容やその周知に関する資料	白鷗大学法科大学院パンフレット（2008年度） 白鷗大学法科大学院ホームページ
成績評価基準を明示している規則等、成績評価の異議申立に関する規則	法科大学院履修規程 2007年度履修要綱
成績の分布に関する資料	成績分布状況（平成18年度）（19年度） 個人別成績評価票（様式）
期末試験の実施要綱および再試験・追試験等に関する基準等各種試験の実施状況に関する資料	法科大学院履修規程 白鷗大学学則 2007年度履修要綱 LS定期試験要領（後期）
授業内容・方法の改善のための研修に関する定め	法科大学院F D委員会規程
授業評価に関する定めおよび結果報告書 ※学生の自由記述が掲載されている資料を含む	法科大学院F D委員会規程 2007年度前期中間 授業アンケート調査集計結果 2007年度前期末 授業アンケート集計結果 2007年度後期中間 授業アンケート集計結果 2007年度後期末 授業アンケート集計結果 授業参観時間割表（19年度） 授業参観の記録（用紙） 授業改善報告書Ⅰ・Ⅱ
3 教員人事関係規程等（教員選考委員会規程、教員資格審査規程、教員任免・昇格規程等）	白鷗大学教育職員資格審査基準 白鷗大学大学院担当教員選考基準及び審査手続規程 白鷗大学教育職員選考規程 白鷗大学大学協議会規程
教員の任免および昇任に関する規則（研究科規程、任用規程、懲戒規程、就業規則等）	白鷗大学就業規則／白鷗大学就業規則内規
4 学生募集要項（再掲）、入学者選抜に関する規則	平成20（2008）年度法科大学院入学試験要項 白鷗大学法科大学院入学者選抜基準規程
入学者選抜試験に関する業務の実施体制についての定め（研究科規程等）	白鷗大学法科大学院入試委員会規程

入学試験問題（過去3年分）	白鷗大学法科大学院入学試験問題（過去3年分） 19年度／18年度／17年度 （既修者・未修者）
既修者認定基準	平成20（2008）年度入学試験要項 平成20年度既修者認定試験要項
入学者の多様性を確保するための工夫に関する資料	年度別他学部・社会人入学割合
5 学生生活の相談、助言、支援体制に関する定め（学生相談室規程、学生相談室報等）	CAMPUS GUIDE 2007
各種ハラスメントに対応する規則およびパンフレット（ハラスメント防止規程、啓蒙パンフ、ハラスメントを受けた場合の救済措置についてのパンフレット等）	セクシャル・ハラスメント防止等委員会規程 No Sexual Harassment
奨学金・教育ローンなどの募集要項、規則等	日本学生支援機構奨学金貸与推薦選考内規 白鷗大学大学院日本学生支援機構奨学金返還免除者推薦に関する規程 学資ローンのご案内について
身体障がい者等への物的・経済的支援体制	
就職支援に関する体制についての定めおよびパンフレット	無料職業紹介業務運営規程 全国法曹キャリア支援プラットフォーム「ジュリナビ」加盟 「ジュリナビとは」
6 法科大学院に関連する附属（置）研究所等の紹介パンフレット（例：比較法研究所、法律事務所等）	白鷗大学総合研究所規程 法政策研究所規程
法科大学院施設の概要・見取り図等	東キャンパスフロア案内 東キャンパス平面見取図
自習室の利用に関する定め	大学院生研究室（東キャンパス）」使用申し合わせ 大学院学生研究室の休日利用について
PCの利用に関する定め	法科大学院生貸与PCの使い方 貸出用ノートパソコン利用要領
図書館利用に関する定め（図書館利用規程、資料室規程等）図書館利用ガイド等	総合図書館規程 総合図書館利用規程 白鷗大学総合図書館利用案内
7 事務組織	学校法人白鷗大学組織図
8 管理運営に関する定め（学則、研究科規程等）、法科大学院教授会規則	白鷗大学大学院学則 白鷗大学大学院法務研究科（法科大学院）学則 白鷗大学法科大学院教授会運用規程
研究科長等法科大学院の長の任免に関する定め（研究科規程等）	白鷗大学大学協議会規程 白鷗大学学長等選任規程
関係する学部等との連携の定め	白鷗大学大学院法務研究科（法科大学院）学則
財政基盤および資金確保のデータ（法科大学院独立の収支のわかるもの）	資金収支計算書 消費収支計算書 貸借対照表
9 自己点検・評価関係規程等	自己点検・評価委員会規程
法科大学院が独自に作成した自己点検・評価報告書	自己点検・評価報告書（2005年5月16日） 法科大学院点検・評価報告書（平成18年8月）
10 情報公開に関する規程	白鷗大学学生等の個人情報保護に関する規程
適切な情報公開と説明責任が果たされる体制および実績データ（ウェブサイト、大学案内、各種パンフレット）	法科大学院ホームページ 白鷗大学法科大学院パンフレット（2008年度）

白鷗大学法科大学院に対する認証評価のスケジュール

貴大学法科大学院の評価は以下の手順でとり行った。

2008年	1月10日	貴大学より法科大学院認証評価申請書の提出
	3月6日	第5回法科大学院認証評価委員会の開催（平成20年度の法科大学院認証評価の評価体制および評価方針の検討など）
	4月上旬	貴大学より法科大学院認証評価関連資料の提出
	4月22日	第6回法科大学院認証評価委員会の開催（平成20年度の法科大学院認証評価の評価方針について再審議）
	4月24日	第446回理事会の開催（平成20年度各法科大学院認証評価分科会の構成を決定）
	5月23日	評価者研修セミナーの開催（平成20年度の法科大学院認証評価の概要の説明や分科会主査・委員が行う作業の研修など）
	5月下旬	分科会主査・委員に対し、貴大学より提出された資料の送付
	～6月27日	分科会主査・委員による貴大学法科大学院に対する評価所見作成
	～7月28日	分科会報告書分担執筆者による「分科会報告書」（原案）の作成（各委員の評価所見の統合）
	8月21日	第1回法科大学院認証評価分科会（白鷗大学法科大学院）の開催（「分科会報告書」（原案）の修正）
	9月2日	「実地視察の際の質問事項」の貴大学および貴大学法科大学院への送付
	9月25日	第7回法科大学院認証評価委員会の開催（各法科大学院認証評価分科会の書面評価を踏まえた論点整理）
	10月16日	
	～17日	実地視察の実施
		第2回法科大学院認証評価分科会（白鷗大学法科大学院）の開催（「分科会報告書」（案）の修正）
	11月4日	「分科会報告書」の完成
	11月22日	第8回法科大学院認証評価委員会の開催（各法科大学院認証評価分科会の実地視察を踏まえた論点整理）
	11月22日	法科大学院認証評価委員会正・副委員長・幹事会の開催（「分科会報告書」をもとに「評価結果」（委員長案）を作成）
	12月3日	
	～4日	第9回法科大学院認証評価委員会の開催（「評価結果」（委員長案）の検討）

- 12月17日 「評価結果」(委員会案)の貴大学および貴大学法科大学院への送付
- 2009年 2月9日
～10日 第10回法科大学院認証評価委員会の開催(貴大学から提示された意見を参考に「評価結果」(委員会案)を修正)
- 2月19日 第451回理事会の開催(「評価結果」(案)を評議員会に上程することの了承)
- 3月12日 第101回評議員会、臨時理事会の開催(「評価結果」の承認)、「評価結果」の申請大学への送付